

大規模事業評価による対応方針

桜保育所整備事業については、以下の対応方針により進めるものとする。

○決定方針

1. 桜保育所整備事業は、別紙事業計画書により進めるものとする。
2. 桜保育所整備事業は、大河原町大規模事業評価委員会から受けた別紙答申書の評価内容に努めて配慮するものとする。

令和元年6月4日

大河原町長 齋 清 志